

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第2条 略

2・3 略

4 この条例において「金融機関等」とは、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号）第2条第1項に規定する金融機関等及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する農業協同組合のうち、本県に活動拠点を有するものをいう。

5～8 略

(人材の基盤整備)

第6条 県は、第4条第2号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 知的財産支援機関（知的財産権に関する情報の収集及び提供並びに事業者の技術開発等への支援を行う鳥取県知的所有権センターをいう。以下同じ。）に配置される知的財産に

(定義)

第2条 略

2・3 略

4 この条例において「金融機関等」とは、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号）第2条第1項に規定する金融機関等及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第5条に規定する農業協同組合のうち、本県に活動拠点を有するものをいう。

5～8 略

(人材の基盤整備)

第6条 県は、第4条第2号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 知的財産支援機関（知的財産権に関する情報の収集及び提供並びに事業者の技術開発等への支援を行う機関として特許庁長官が認定する機関をいう。以下同じ。）に配置される

関する専門人材の確保その他の知的財産の創造等を支えるた
めに必要な人材の確保

(2) 略

知的財産に関する専門人材の確保その他の知的財産の創造等
を支えるために必要な人材の確保

(2) 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。